

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2101600号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2200010号

第1 結論

平成3年*月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和46年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成3年*月から平成6年3月まで

国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間と記録されているが、当該期間の国民年金保険料の納付については、母親から、私が20歳になったときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと何度か言われたことを覚えている。当時、A市の実家に両親と住んでいた。大学を卒業して就職し、その後、転勤や転居があり、当時の国民年金手帳がどこにあるかわからないが、両親が私の国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録している市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者について、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

また、請求者が、請求期間当時に両親と同居していたとするA市を管轄していたB社会保険事務所（当時）において、平成3年*月から平成4年*月までの期間（請求者が20歳となる平成3年*月の前1か月及び後5か月）にA市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を、国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

さらに、請求者は、これまでに交付された年金手帳は2冊であり、現在、所持している年金手帳は、平成6年4月に厚生年金保険に加入した際に交付された年金手帳（厚生年金保険手帳記号番号：*、平成9年1月1日に基礎年金番号として付番）の1冊のみで、ほか1冊は、請求期間に加入した国民年金に係る年金手帳であるが、紛失しており、所持していない旨回答し

ている。

これらのことから、請求者がA市において国民年金に加入した形跡を確認することはできず、請求期間は、未加入期間とされていることから、請求期間当時に国民年金保険料の納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする請求者の父親及び母親は、いずれも既に亡くなっていることから、当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、A市は、文書の保存期限経過により、請求者の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101605 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200011 号

第1 結論

平成 8 年 * 月から同年 11 月までの請求期間、平成 9 年 1 月、同年 8 月、同年 11 月、平成 10 年 1 月及び同年 3 月の請求期間、同年 12 月から平成 11 年 3 月までの請求期間並びに平成 12 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 8 年 * 月から同年 11 月まで
② 平成 9 年 1 月
③ 平成 9 年 8 月
④ 平成 9 年 11 月
⑤ 平成 10 年 1 月
⑥ 平成 10 年 3 月
⑦ 平成 10 年 12 月から平成 11 年 3 月まで
⑧ 平成 12 年 3 月

私の国民年金に係る加入手続時期については全く覚えていないが、請求期間当時は学生だったので、母が加入手続を行い、手続後は、毎月国民年金保険料を納付してくれていた。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に対して、平成 9 年 10 月 6 日に基礎年金番号が付番され、同日に、請求者が 20 歳となった平成 8 年 * 月 * 日を国民年金被保険者資格取得日とする処理が行われていることが確認できることから、当該資格取得処理時点で請求期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、請求者は、請求期間①直後の平成 8 年 12 月から平成 10 年 2 月までの期間のうちの平成 9 年 2 月分及び請求期間③④⑤を除く期間の納付書・領収証書及び一通の国民年金過誤納保険料充当通知書を提出している。

しかしながら、請求期間の保険料を納付したとする請求者の母親は、毎月保険料を納付していたこと以外は覚えていない旨陳述しており、請求期間①の保険料に係る納付時期は不明であるほか、請求期間①直後の平成 8 年 12 月分の納付書・領収証書によると、同年 12 月の国民年

金保険料は平成 11 年 1 月 28 日に納付されていることが確認でき、当該納付日時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、請求期間②③④⑤を除く平成 8 年 12 月から平成 10 年 2 月までの期間の国民年金保険料は、おおむね時効により徴収権が消滅する直前の月に納付されたことが確認できるところ、平成 9 年 1 月分の納付書・領収証書及び国民年金過誤納保険料充当通知書によると、請求期間②については、時効により徴収権が消滅した後の平成 11 年 3 月 3 日に国民年金保険料が納付されたことから、当該保険料が、請求期間②直後の平成 9 年 2 月に充当されたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間⑦及び⑧を除く平成 10 年 4 月から平成 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できるが、数か月分の国民年金保険料がまとめて納付されている状況が散見されるなど、母親が国民年金保険料を毎月納付していたとする請求者の主張と符合しない。

加えて、請求期間は 8 か所と多数であるほか、請求期間②から⑧は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、平成 9 年 10 月 6 日に付番された基礎年金番号のほかに、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。